

補助金チェックシート 協働推進部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)	
									R3	R4	R5			
1	地域づくり課	塩飽本島マイペースマラソン事業補助金	本島校区連合自治会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	毎回、島内外から多くの参加があり、その8割が市外からの参加者である本大会の開催を支援し、観光客リピーターの増加を図ると同時に島民が一丸となって事業に取り組むことにより地域活性化を図る。	塩飽本島マイペースマラソン事業補助のため、30万円を上限として補助する。大会では連合自治会等が主体となり実行委員会を組織し、準備や運営に当たっている。	0	0	300	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
2	地域づくり課	離島活性化事業補助金	本島校区連合自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R6	島民が主体となり開催するウォーキングイベント等、島外に向けた事業の運営を補助し、地域の活性化を図る。	イベント開催のための費用を30万円を上限に補助	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
3	地域づくり課	高等学校生徒通学航路費補助金	離島に住所を有する生徒の保護者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島から高等学校に通学する生徒の通学に要する経費の負担軽減を図る。	通学のため必要とする定期乗船券の購入費用に一定の率(2分の1または、3分の2)を乗じて得た額を補助(R6～全額補助)	310	381	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	775
4	地域づくり課	使用済自動車等海上輸送費補助金	使用済自動車のための船舶運賃及び荷役費用を負担した者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H18	離島における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。	海上輸送経費に一定の率を乗じて得た額を補助	0	3	3	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20
5	地域づくり課	離島航路運営費補助金	本島汽船(株)・備讃フェリー(株)・六口丸海運(有)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島航路事業者に対し、予算の範囲内において、離島航路運営費補助金を交付することにより、離島航路の維持を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定・向上に資することを目的とする。	(本島汽船(株)、備讃フェリー(株)) 確定実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額の2分の1に相当する額を補助(六口丸海運(有)) 確定実績欠損額に相当する金額の範囲内で市長が定める額を補助	64,278	88,439	71,556	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	105,500
6	地域づくり課	離島住民通勤等航路費補助金	離島に住所を有する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	離島住民が通勤・通院等に要する経費の負担軽減を図り、定住の促進と雇用機会の充実を図る。	補助金の額は、通勤・通院等に必要となる定期乗船券又は回数乗船券の購入費用に100分の20の割合を乗じて得た額以下とする。	2,329	2,005	966	(4)統廃合を検討するもの	ウ 類似する補助金等があるもの	0
7	地域づくり課	元気な島づくり団体支援事業費補助金	市民活動団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	離島の移住・定住、交流人口の増加に向けて、NPOまたは、ボランティア団体、各種協議会等が取り組む事業に要する経費の一部を補助することにより、島の資源を生かした魅力ある地域づくりの促進を図る。	1件につき、100千円を上限とする。	300	300	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
8	地域づくり課	高等学校生徒居住費補助金	離島に住所を有する生徒の保護者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R4	離島から高等学校に通学する生徒の下宿等の居住費に要する経費の負担軽減を図る。	通学のため必要とする居住費用に一定の率(2分の1または3分の2)を乗じて得た額を補助(上限15万円または20万円)	-	0	80	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	375
9	地域づくり課	離島ガソリン等安定供給維持費補助金	NPO法人石の里 広島	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	広島島内におけるガソリン等石油製品の供給手段の確保を図る。	NPO法人が給油所を運営することを支援するための費用補助	-	-	2,400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,500
10	地域づくり課	空き家改修支援事業費補助金(R4年度まで)・離島移住促進事業費補助金	・離島の空き家を移住者用の賃貸住宅又は体験住宅にリフォームする者 ・離島の空き家を空き家バンクに登録する所有者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	離島への移住促進と空き家の有効活用を図る。	リフォーム補助金の額は、補助対象となるリフォーム経費に10分の9の割合を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。空き家家具・家電等処分費補助金は、家具・家電等処分した費用に対する補助で、10万円を上限とする。	14,000	16,000	12,200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	21,500

補助金チェックシート 協働推進部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)	
									R3	R4	R5			
11	地域づくり課	子育て世帯離島移住促進事業費補助金	義務教育終了前の子を持つ世帯の移住希望者及び移住者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R5	離島への子育て世帯の移住促進を図る。	・移住を目的とした現地視察に係る島内宿泊費の一部を補助 上限1人あたり3,000円 ・引越費用の一部を補助 上限15万円	-	-	150	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	540
12	地域づくり課	離島住民航路運賃低廉化補助金	本島汽船(株)・備讃フェリー(株)・六口丸海運(有)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	離島住民の航路運賃の負担軽減を図り、生活の安定及び移住・定住の促進とともに、安定的な航路運営の維持を図る。	・乗船券の購入費用に100分の20の割合を乗じて得た額を補助(R6年度～中学生以下は全額補助) ・自動車に係る片道の海上輸送費を補助(上限:1世帯2回/年)	-	-	4,900	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,770
13	地域づくり課	日本遺産地域活性化応援事業補助金	丸亀市内を活動基盤とする団体又は丸亀市内の事業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R6	日本遺産として認定を受けたストーリー「知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いた「せとうち備讃諸島～」を活かした地域活性化を図る。	・日本遺産の価値を高める商品開発 ・日本遺産の理解を進める情報発信、又は普及啓発に資する事業 ・日本遺産構成文化財に関連する既存の施設、設備等の補修事業 上記事業経費について、20万円を上限に補助を行う。	-	-	-	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	600
14	地域づくり課	市民活動ステップアップ補助金	市民活動団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	新たな市民活動の展開や、活動の幅を広げる事業の展開などに要する経費の一部を補助することにより、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化を図り、個性豊かで活力あふれるまちづくりを実現することを目的とする。	新たな市民活動や、その活動の幅を広げる活動などを実施するため直接必要な経費の一部について、10万円を上限に補助する。	345	354	50	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
15	地域づくり課	市連合自治会補助金	丸亀市連合自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R6	自治会活動の活性化を図るため、丸亀市連合自治会設立60周年の記念事業に対し補助金を交付する。	市内全域の自治会長等を対象にしたコミュニティ・自治会長研修会の開催時に、まちづくりについて著名な講師を招き、記念講演を実施する事業に対し補助するもの(50万円上限)。	-	-	-	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
16	地域づくり課	自治会育成補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。自治会の設立を促進することを目的とする。	自治会からの申請に基づき、毎年4月1日現在の加入状況により1世帯当たりの単価による額を精算し、地区連合自治会より地区の各自治会に交付している。自治会設立のとき1回に限り会員数に応じて交付する。	6,950	6,813	6,674	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	13,550
17	地域づくり課	自治会活動応援補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。	要綱に定める経費に対し助成するもので、限度額は3万円	0	30	138	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
18	地域づくり課	自治会集会場建設補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため活動拠点施設の整備を行う。	補助額は、集会場の新・増・改築等の経費の100分の30以内の額 事業経費が30万円未満は対象外	5,832	3,541	7,184	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,953
19	地域づくり課	自治会法人化補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	自治会の法人化を促進することを目的とする。	法人化した自治会が不動産の登記をする経費(10万円以上)に対し100分の30以内の額を補助、限度額は5万円	45	50	0	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100

補助金チェックシート 協働推進部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	R6年度 要求額 (千円)
									R3	R4	R5		
20	地域づくり課	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	中北自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R6	(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として実施するもので、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行う。	自治会集会所等の施設の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に要する経費に対し、1件につき対象となる事業費の5分の3以内(上限1,500万円)を交付する。	-	-	-	(1)継続するもの	15,000
21	地域づくり課	地区コミュニティ運営補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあいまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を助成することにより地域の活性化を図る。	要綱に定める経費に対し助成するもので均等割、人口割、世帯割等により積算する。	41,524	40,989	43,101	(1)継続するもの	41,950
22	地域づくり課	コミュニティまちづくり補助金	まちづくり計画策定済のコミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、コミュニティの活性化を図る。	コミュニティで策定されたまちづくり計画に掲げる事業に係る経費への補助で、限度額は年度内30万円を基本とする。また、自治会活動促進に係る事業については別途限度額20万円を補助する。	646	900	1,200	(1)継続するもの	2,400
23	地域づくり課	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として実施するもので、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行う。	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費に対し、1件につき100万円から250万円を交付する。	4,900	3,600	6,700	(1)継続するもの	6,100
24	地域づくり課	コミュニティ協議会連合会補助金	市コミュニティ協議会連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	地域住民のコミュニティ・自治会活動に際して運営協力や、市からの周知事項に関する協力や参加調整、募金活動、地域の見守り活動外地域住民の安心安全なまちづくりを目的とする活動を支援することにより、地域社会の活性化を図る。	市コミュニティ協議会連合会からの申請に基づき補助するもの。市との連携を図り、コミュニティが抱える課題について研修会などを開催するとともに、より良い地域づくりに向けた諸活動の推進に協力する。	350	640	640	(1)継続するもの	640
25	まなび文化課	青年団体連絡協議会育成補助金	丸亀市青年団体連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	活動の充実発展および、市内の青年団体の連絡と協調を図る。	団体が行っている各種事業等の活動補助	33	103	113	(1)継続するもの	113
26	まなび文化課	少年団体育成補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の子ども会育成連絡協議会の相互の連携を図り、子ども会活動を拡充し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	団体が行っている各種事業等の活動補助	2,176	3,530	3,937	(1)継続するもの	2,310
			ボーイスカウト(1団体)						44	44	22	(1)継続するもの	
			ガールスカウト(1団体)						22	22	22	(1)継続するもの	
27	まなび文化課	京極町交歓研修会補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の子ども会活動に参加する少年少女が親子都市京極町と、地域を越えて友情・交歓を深める中から少年リーダーとしての意識、資質の向上を図る。	丸亀市・京極町交歓研修会の事業補助。市内の子ども会に所属する指導者が引率し、受入・派遣を毎年交互に実施している。	249	1,186	350	(1)継続するもの	1,500

補助金チェックシート

協働推進部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)	
									R3	R4	R5			
28	まなび文化課	丸亀中央生涯学習クラブ協議会補助金	丸亀中央生涯学習クラブ協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	各クラブの生涯学習推進と、相互の親睦・交流を通して、意義深いクラブ活動の促進を図る。さらに、その成果を通じて地域社会の振興と社会福祉の増進に寄与する。	生涯学習まつりの事業補助。この事業では、協議会役員が中心となり事業の準備、運営にあっている。	0	180	180	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	550
29	まなび文化課	地域の芸術環境づくり補助金	(公財)ミモカ美術振興財団	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H23	美術館に高度な内容の展覧会を実施することで、文化振興を推進する。地域交流プログラムを含む質の高い多様な展覧会の実施と発信を通じて市民の豊かな感性を育むとともに来館者の裾野を広げる。	美術館展覧会への補助(一財)自治総合センターが行う「コミュニティ助成事業」。市が申請者となるため市が助成を受け、同額の補助金を交付先に対し交付する。) )	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	5,000
30	まなび文化課	文化協会育成補助金	丸亀市文化協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民が優れた芸術文化にふれることができるように芸術文化の振興を図るとともに、加盟団体の会員相互の親睦、文化力の向上を図る。	丸亀市文化協会が市民等の文化活動の支援を行うための費用や運営経費	2,690	2,690	5,190	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	5,390
31	まなび文化課	文化協会事業補助金	丸亀市文化協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	故津島寿一氏の遺志を尊重し、市民文化の向上と文化振興に寄与するために、文化事業の運営経費に充てる。	丸亀市文化協会が主催する文化事業の運営経費	2,290	2,290	2,290	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	2,590
32	まなび文化課	瀬戸内国際芸術祭実行委員会補助金	瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	瀬戸内国際芸術祭の準備・運営を円滑に実施することで地域振興を推進し、来場者の増加を図り、満足度を高める。	瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会が円滑に業務を行うための運営経費	5,000	9,813	1,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	5,000
33	まなび文化課	笠島漁港浮桟橋整備事業補助金	本島漁業協同組合	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	R6	笠島漁港浮桟橋の老朽化に伴う整備費を支援することで、瀬戸内国際芸術祭や観光での利便性と緊急時における島民生活の安全性の向上を図る。	漁業関係補助金(県:10,000千円、市:6,000千円)とあわせて、笠島漁港の浮桟橋整備に係る経費を支援する	-	-	-	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	22,000
34	図書館	子どもの本を読むお母さんの会運営補助金	子どもの本を読むお母さんの会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	読書講演会の開催、図書館行事、ブックスタート支援等、協働で読書活動を推進し、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、心豊かに成長できるよう支援する。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
35	図書館	図書館うさぎ運営補助金	図書館うさぎ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	子どもたちに、読み聞かせやパネルシアターを行うことで、本の楽しさや読書への興味を高め、子どもたちと本の架け橋になるべく活動し、もって子どもたちの健やかな成長を促す。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
36	スポーツ推進課	スポーツ推進委員連絡協議会補助金	丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員の活動が活性化することで、スポーツ人口が拡大し、健康増進が図られ、地域の活性化、ひいては医療費等の抑制につながることを期待できる。	スポーツ推進委員主催行事の開催に伴う、企画・準備・運営を行う。また、スポーツ推進委員の資質向上のため、市、県、四国、全国研修会への参加補助を行う。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート

協働推進部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)	
									R3	R4	R5			
37	スポーツ推進課	香川丸亀国際ハーフマラソン大会補助金	香川丸亀国際ハーフマラソン大会組織委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	全国からも注目される香川県を代表する冬の一大スポーツイベントと位置づけられ、記録を狙うトップランナーから、レースを楽しむ市民ランナーまで、参加者がそれぞれの目標を持って参加し、より多くの市民に走ることを喜び等を実感していただき、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興を図るとともに、全国各地に丸亀市をアピールすることを目的とする。	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催に必要な総合企画、準備、運営を行う。それに伴い必要な資金等の調達、運用、広報活動及び報道を行う。また、関係競技団体、地方関係機関、団体との連絡調整をし、相互協力を行う。	10,000	10,000	10,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	18,000
38	スポーツ推進課	丸亀武道の祭典補助金	丸亀市武道の祭典実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	武道関係者が一堂に会し日頃の成果を發揮することで、種間交流と親睦を深めるとともに、市民の武道への関心を高め、競技普及の契機とする。	市内で活動する武道団体に対し、青少年の育成、伝統文化の保存伝承、本市武道の普及振興に資するため支援・援助を行う。	0	0	73	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	95
39	スポーツ推進課	天皇賜杯全日本軟式野球大会補助金	全日本軟式野球連盟	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R5	軟式野球の最高峰である本大会が香川県で開催されるにあたり、本球場がメイン会場となることから、野球の普及啓発を目的とする。	本大会の運営の援助を行う。	-	-	1,000	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
40	スポーツ推進課	スポーツ協会育成補助金	(公財)丸亀市スポーツ協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指し、スポーツの普及奨励とスポーツ団体を育成推進する組織基盤の整備と総合的なスポーツ推進を実施できる体制づくりを目的とする。	スポーツ協会支部とその加盟団体に対して、団体育成のための指導や援助を行う。また、各種団体の行うスポーツ大会に援助して、健康・体力づくりの育成促進を図る。	4,877	5,650	5,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,650
41	スポーツ推進課	スポーツ協会運営補助金	(公財)丸亀市スポーツ協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指し、総合的なスポーツ推進を実施するための基盤となる組織体制の整備を目的とする。	行事の開催が円滑に行えるよう、市内体育施設のほぼ全てを一括管理し、スポーツ振興を推進するための各種事業を行っている。	28,900	28,900	28,900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28,900
42	スポーツ推進課	「津島寿一」体育協会事業補助金	(公財)丸亀市スポーツ協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市の文化・スポーツにゆかりの深い(故)津島寿一先生の功績を称え、その遺志でもある「地域スポーツ文化の普及・振興」を継承・発展させ、市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指す。	健康スポーツ教室、健康づくり事業の周知・報告活動を行う。	800	800	800	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	800